

入 札 告 示

札幌市告示第 3965 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 5 年 9 月 11 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市総務局職員部勤労課給与二係（電話 011-211-2082）

2 入札に付する事項

- (1) 借受件名 人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム機器等の賃貸借
- (2) 借受件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 借受期間 納入期日 令和令和 6 年 1 月 31 日
借受期間 令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までとする。
ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
- (4) 借受場所 札幌市総務局分庁舎（札幌市白石区菊水 1 条 3 丁目 1 - 5）
- (5) 入札方法 借入に要する一切の諸経費を含めた月額で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「物品賃貸業」に登録されている者であること。
なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記 4 (2) の入札書の受領期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。
ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
電話 011-211-2152
イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、次の URL のホームページからダウンロードできる。
http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(7) 本告示に示した物品の調達が十分に可能な者であること。

(8) 上記のほか、仕様書「7. 入札参加資格」に示す要件を満たす者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページ

(<http://www.city.sapporo.jp/somu/shokuinbu-keiyaku/keiyaku.html>)から入手可能とする。

(2) 入札書の受領期限 令和5年10月26日(木)15時00分(送付の場合は必着のこと。)

(3) 開札の日時及び場所

令和5年10月27日(金)10時00分

札幌市総務局会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者候補とする。入札後に入札参加資格を有するか審査を行い、入札参加資格を有するものと確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured:

To lease servers and these peripherals for system to personnel salaries.

(2) Time limit for tender: 15:00 on October 26 (Thu), 2023

(3) Contact point for the notice:

Payroll Section, Personnel Department, General Affairs Bureau, Sapporo Municipal Government, Kita 1 Nishi 2, Chuo-ku Sapporo 060-8611 Japan. TEL 011-211-2082